

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年5月27日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和4年6月14日から同年7月4日まで縦覧に供する。

令和4年6月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 平田池地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 潟元池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 久米池上原地区	〃
高松市林地区土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下り原1地区	〃
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 六条地区	〃